

# 周南市高齢者プラン

第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

【令和3（2021）年度～令和5（2023）年度】

概要版



令和3年3月  
周南市

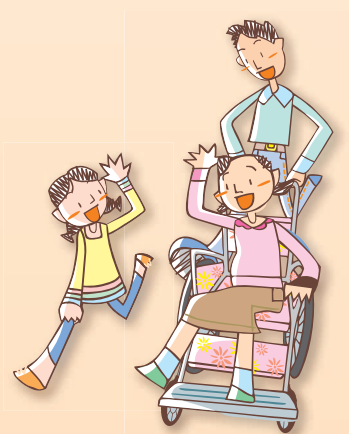
## 1 計画策定の趣旨

本市では、平成30（2018）年度からの第7期計画において、「住み慣れた地域で“共に”支え合うまちづくり」を計画の基本理念とし、「共に支え合い、共に助け合い、共に分かち合い、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を基本目標に、「1. 健康づくり・介護予防の総合的な推進」「2. 高齢者が活躍できる社会づくりの推進」「3. 地域包括ケアシステムの深化・推進」「4. 介護保険制度の円滑な運営」を計画目標にして進めてきました。

「周南市高齢者プラン（第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画）」（以下「本計画」という。）においては、第7期計画の取り組みや方向性を承継し、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るための取り組みを推進していきます。また、国、県及び関係機関と連携し、高齢者施設等における感染症対策を推進していきます。

## 2 計画の期間

本計画の対象期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とし、第7期計画を引継ぎ、団塊の世代が75歳になる令和7（2025）年までの中長期的な視野に立った見通しを示しています。



### 3 計画の基本理念

国においては、市町村介護保険事業計画は第6期計画から「地域包括ケア計画」として位置付けられ、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することが求められています。こうしたことから、「第8期介護保険事業計画」（以下「第8期計画」という。）では、この理念を継承し、令和7（2025）年、さらには、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムをより一層深化・推進していくことが重要となります。

また、「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、「我が事」として地域に参画し、「丸ごと」つながることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムは、重要な役割を果たします。

「地域共生社会」の実現のため、「住み慣れた地域で支え合い、“自分らしく”安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として位置づけます。

## 住み慣れた地域で支え合い、“自分らしく” 安心して暮らせるまちづくり

### 4 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針のポイント

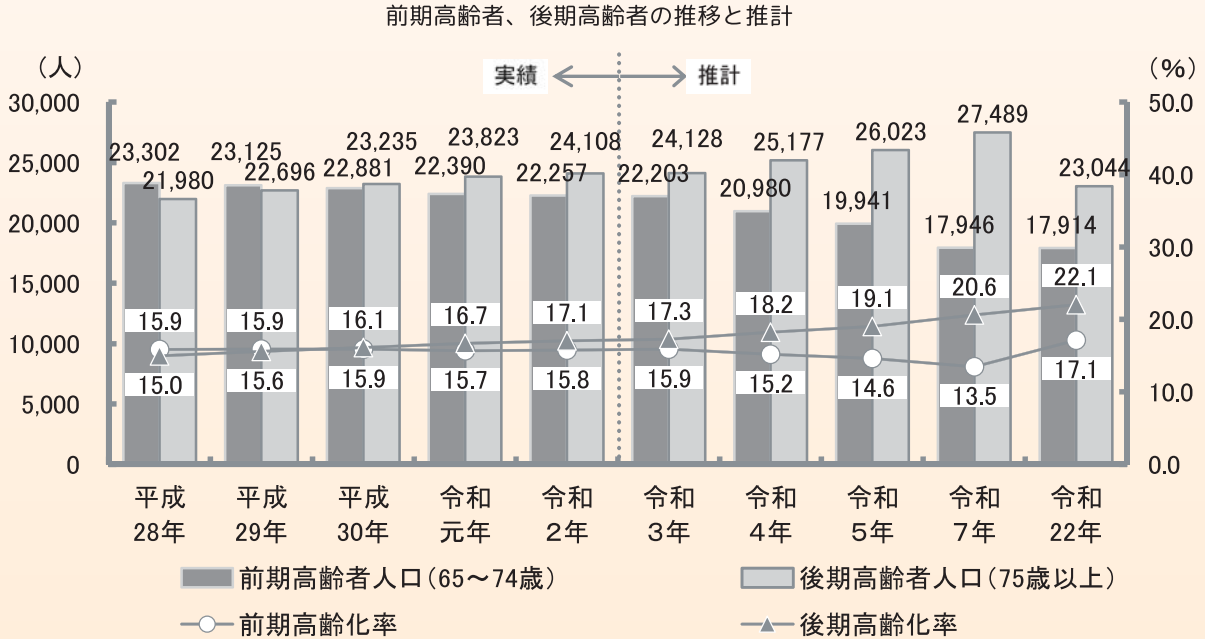
国の基本指針において、第8期計画において記載を充実する事項として以下の項目が示されています。

- (1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- (2) 地域共生社会の実現
- (3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進  
(※地域支援事業等の効果的な実施)
- (4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- (5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- (6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化
- (7) 災害や感染症対策に係る体制整備

## 5 高齢者の状況

### (1) 高齢化率の推移

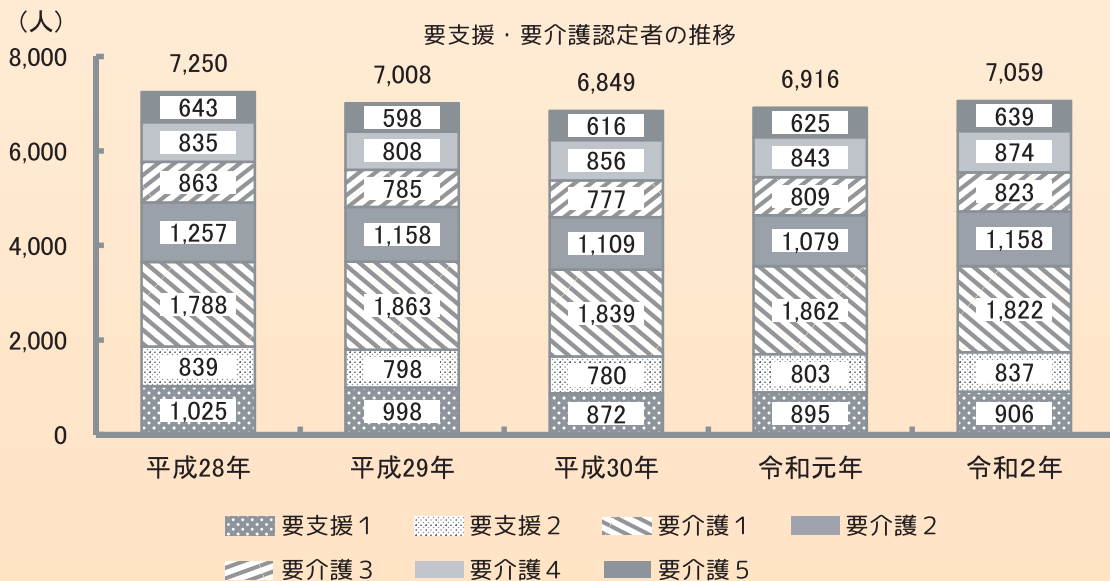
本市の高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は年々減少し、令和2（2020）年で22,257人となっています。また、後期高齢者（75歳以上）は年々増加しており、令和2（2020）年で24,108人となっています。



資料：実績は住民基本台帳（各年9月末日現在）、推計は住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

### (2) 要支援・要介護認定者の推移

本市の要支援・要介護認定者数は年によって増減はしているものの、平成28（2016）年に比べ令和2（2020）年では減少し7,059人となっています。



資料：介護保険事業報告月報（各年9月末日現在）

## 6 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 施策の方向性 ]

住み慣れた地域で支え合い、  
自分らしく、安心して暮らせるまちづくり

1 健康づくり・介護  
予防の総合的な  
推進

(1) 健康づくりの推進

(2) 総合的な自立支援、介護予防・重度化防止の  
推進及び評価

(3) 高齢者への生活支援事業の推進

2 高齢者が活躍で  
きる社会づくり  
の推進

(1) 高齢者が地域で活躍できる場の創出

(2) 高齢者が就労・社会参加しやすい環境づくり  
の推進

3 地域包括ケアシ  
ステムの深化・  
推進

(1) 相談・支援体制の充実

(2) 地域での生活を支える基盤づくりの推進

(3) 地域ケア会議の推進

(4) 在宅医療・介護連携の推進

(5) 認知症施策の総合的な推進

(6) 虐待防止・権利擁護の推進

(7) 安全で住みよい環境づくりの推進

4 介護保険制度の  
円滑な運営

(1) 介護保険サービスの事業量及び給付費の見込み

(2) 日常生活圏域と介護保険サービスの基盤整備

(3) 第1号被保険者の負担割合及び保険料率

(4) 2025年・2040年のサービス水準等の推計及  
び第8期計画の目標

(5) 介護給付等の適正化への取り組み及び目標

(6) 人材の確保及び資質の向上

(7) 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並び  
に公表

## 7 施策の展開

### 基本目標1 健康づくり・介護予防の総合的な推進

#### (1) 健康づくりの推進

【主な取組】 ①高齢者の健康づくり ②疾病の早期発見・早期対応

#### (2) 総合的な自立支援、介護予防・重度化防止の推進及び評価【重点】

【主な取組】 ①総合事業サービスの拡充 ②高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施  
③介護予防の普及、取り組みの機能強化 ④市民の自主的な介護予防活動に対する支援  
⑤自立支援、介護予防・重度化防止の評価

#### (3) 高齢者への生活支援事業の推進

【主な取組】 ①必要に応じた配食サービスの提供 ②高齢者への生活支援事業の推進

### 基本目標2 高齢者が活躍できる社会づくりの推進

#### (1) 高齢者が地域で活躍できる場の創出

【主な取組】 ①老人クラブへの支援 ②活動を通じた仲間づくり ③リーダーの育成

#### (2) 高齢者が就労・社会参加しやすい環境づくりの推進

【主な取組】 ①鹿野高齢者生産活動センター ②高齢者の社会参加

### 基本目標3 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### (1) 相談・支援体制の充実

【主な取組】 ①もやいネットセンターの機能強化 ②地域包括支援センターの機能強化

#### (2) 地域での生活を支える基盤づくりの推進【重点】

【主な取組】 ①地域共生社会の実現

#### (3) 地域ケア会議の推進

【主な取組】 ①多職種協働による自立支援・介護予防の観点から実施する地域ケア会議の推進

#### (4) 在宅医療・介護連携の推進

【主な取組】 ①在宅医療・介護連携の課題の抽出 ②医療・介護関係者の研修 ③地域住民への普及啓発

#### (5) 認知症施策の総合的な推進【重点】

【主な取組】 ①認知症への理解を深めるための普及・啓発・本人発信支援  
②認知症予防に資する可能性のある活動の推進  
③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援  
④認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

#### (6) 虐待防止・権利擁護の推進

【主な取組】 ①高齢者虐待防止、早期発見の取り組みの推進  
②成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の普及啓発・利用促進

#### (7) 安全で住みよい環境づくりの推進

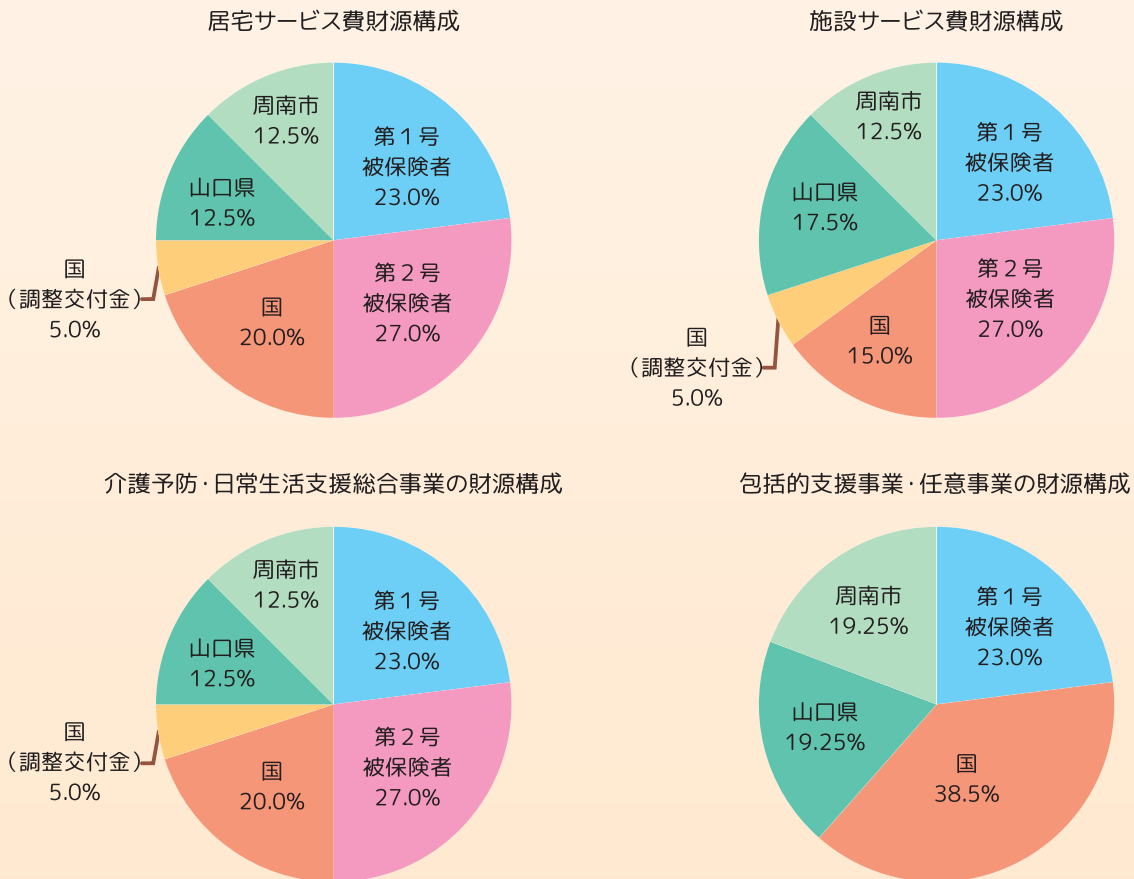
【主な取組】 ①居住の場（住まい）の確保 ②防災体制等の強化 ③感染症対策の充実

## 基本目標 4 介護保険制度の円滑な運営

介護保険給付費は、50%を公費（国、県、市）、50%を保険料で負担します。第8期計画期間においては、第1号被保険者（65歳以上の方）の負担割合は、第7期計画と同様に、23%になります。

地域支援事業の包括的支援事業・任意事業については、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の負担がなく、77%を公費、23%を第1号被保険者の保険料による財源で構成されます。

【第1号被保険者の財源構成】



標準給付費と地域支援事業費の推計

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費	11,808,914	12,068,771	12,249,607	36,127,292
地域支援事業費	616,079	632,263	648,816	1,897,157

※千円単位で四捨五入しているため、各年度と合計額は合致しません。

## 8 第1号被保険者の保険料

介護保険制度では、保険財政運営の安定を図る観点から、第1号被保険者の保険料は、3年間の計画期間で均衡を保つように定められています。

本市における第8期計画期間中の第1号被保険者の保険料基準額（月額）は、4,960円となります。

この保険料基準額に、所得に応じて設定する保険料率を掛け、それぞれの保険料を算出します。

単位：千円

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計
標準給付費見込額 (①)	11,808,914	12,068,771	12,249,607	36,127,292
地域支援事業費 (②)	616,079	632,263	648,816	1,897,157
第1号被保険者負担分 及び調整交付金相当額 (③ = ((①+②)× 23%)+((①+介護予防・ 日常生活支援総合事業 費)×5%))	3,466,797	3,543,704	3,598,579	10,609,080
調整交付金見込額 (④)	649,246	667,283	678,706	1,995,235
市町村特別給付費等⑤)				6,000
介護保険給付準備基金 取崩額 (⑥)				500,000
保険者機能強化推進交付 金等の交付見込額 (⑦)				60,000
第7期保険料収納必要額 (⑧ = ③ - ④ + ⑤ - ⑥ - ⑦)				8,059,845
予定保険料収納率 (⑨)				99.18%
所得段階別加入割合補正 後被保険者数 (⑩)				136,529 人
月額保険料基準額 (⑧ ÷ ⑨ ÷ ⑩ ÷ 12)				4,960 円

周南市高齢者プラン 第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度

発行：周南市 高齢者支援課

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地

Tel：0834-22-8467